

議第100号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

相 手 方	
事 件 の 種 類	児童扶養手当相当額の金員の支払の請求
事 件 の 内 容	相手方は、児童扶養手当法の規定に基づき、児童扶養手当の支給を受けていたが、平成18年 3 月13日以降、受給資格を喪失していたにもかかわらず、同年 4 月分から平成19年 7 月分までの児童扶養手当を受給していたことから、本市は、相手方に対し、法律上の原因なく受給した児童扶養手当相当額の金員の支払を請求したが、その一部しか支払われなかった。 そこで、本市は、京都簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に当該児童扶養手当相当額から既に支払われた金額を差し引いた額（575,520円）の金員及び支払督促の手續の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を発したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。 このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。 なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。